

## 平成24年版 消防白書の概要

総務課

### 「平成24年版消防白書」の公表

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

平成24年版消防白書は、2部構成とし、第Ⅰ部において、東日本大震災を踏まえた、消防防災体制に係る課題への対応について記述するとともに、第Ⅱ部において、火災をはじめとする各種災害の現況と課題、消防防災の組織や活動等について記述しています。

なお、消防白書は、消防庁のホームページに掲載するとともに、政府刊行物サービスセンターや主要書店などで販売されます。

平成24年版消防白書の概要は、以下のとおりです。

### 第Ⅰ部 東日本大震災を踏まえた課題への対応

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進と地域防災力の強化、消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策、緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備、民間事業者における地震・津波対策など、消防防災体制の強化に取り組んでいる

#### 地震・津波対策の推進と地域防災力の強化（第1章）

##### 防災基本計画の修正と災害対策基本法の改正等

発生頻度の高い津波のみならず、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波も想定し、住民の避難を軸に、総合的な地震・津波対策を確立することが必要

- 中央防災会議の議論等を踏まえ、防災基本計画に「津波災害対策編」が新設されたこと等を踏まえ、**地域防災計画の見直しの参考となる留意点や参考事例等を地方公共団体に周知**（平成23年12月）
  - ・災害の初期対応について時間経過に即して作成することや、住民避難を柱とした応急対応に留意すること等、**実効性のある計画にするための工夫を提示**
  - ・**個別の留意点を被害想定、避難対策等に分類して整理したことに加え、85の参考事例を掲載**
- 災害対策基本法の一部改正**（平成24年6月）
  - ・大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者対応の改善等について改正

##### 津波避難対策の推進

今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、地域における総合的な地震・津波対策を確立し、津波避難計画等の策定の推進が必要



避難階段（静岡県沼津市提供）

- 消防庁では、市町村の津波避難計画策定の参考となる「**津波対策推進マニュアル検討報告書（平成14年3月消防庁）**」を平成24年度内に改訂し、地方公共団体に提示予定
- 地方公共団体が実施する**津波避難タワー、避難路・避難階段の整備、避難所における防災機能の強化等に対する財政支援措置を実施している**



### 災害情報等の伝達

- ・市町村防災行政無線（同報系）、Jアラート等は住民への大津波警報など災害情報伝達手段として有効に活用
- ・一方、地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失等により、情報伝達に支障が生じた例もあった



- 市町村防災行政無線（同報系）の整備に対する財政支援措置を実施している
- 岩手県大槌町、宮城県気仙沼市等において実証実験を実施している  
非常用電源の充実等による耐災害性の強化や多様な情報伝達手段の活用、様々なメディアとの連携等について検証
- 実証実験を踏まえ、災害情報伝達手段に係る推奨仕様書を策定し、全国に配布予定
- Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施に向けた訓練等の充実を図る

### 消防救急無線のデジタル化の推進

- ・地震動や津波による消防救急無線の機器や基地局の被害により、緊急消防援助隊等の出動部隊と応援調整本部との通信、同県内の部隊同士の通信等の一部に問題
- ・大規模災害時の緊急消防援助隊の応援と受援のスムーズかつ一元的な実施が必要



- 平成28年5月末の期限を踏まえ、財政支援措置、技術アドバイザーの派遣、デジタル化実証実験で得られた知見の提供などの支援策を推進している

## 消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策（第2章）

### 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動

大規模災害発生時における効果的な初動活動や、消防本部と消防団との円滑な連携のあり方等について検討が必要



- 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動について検討を実施し、以下の内容等を取りまとめた
  - ・初動期においては、**限られた消防力を効果的に活用することが重要**
  - ・効果的な初動活動を行うため、**事前計画の策定や事前計画に基づいた訓練の実施が必要**
  - ・①災害対応体制及び情報管理体制の確立、②消防活動方針及び部隊運用方策、③消防団等との情報共有及び連携のあり方、④長期化活動への対策、⑤津波災害時における安全管理などの**効果的な活動方策**
- 上記検討結果を全国の消防本部に配付（平成24年4月）

### 消防団の安全対策と充実強化

消防団員が水門等の閉鎖、住民の避難誘導や夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した一方で、多くの消防団員が犠牲となったことを重く受け止め、その教訓を今後活かすことが必要



- 大規模災害時における消防団活動のあり方について検討を実施し、津波災害時の消防団員の安全確保対策や、消防団の装備・教育訓練等の充実、若者が入りやすい消防団に向けた取組等を取りまとめた
  - 市町村に津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成等を推進するよう通知（平成24年3月）
  - 47都道府県において、災害対応指導者育成支援事業を開催している
  - 全国10箇所において、消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウムを開催している
- 消防団員の活動中の安全確保のための装備の整備を支援する補助制度を設け、ライフジャケット、投光器等を配布（平成23年度補正（第3号））
- ライフジャケット等の安全装備品に対する地方交付税措置を拡充（平成24年度）

## 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等（第3章）

今後発生が切迫性が指摘されている大規模地震への対応を念頭に、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行われるよう、長期に及ぶ消防応援活動への対応や消防力の確実かつ迅速な被災地への投入等の課題に対応していくことが必要

- 長期に及ぶ活動を支援するための**燃料補給車**や、機動力・走破力を向上させた**大規模震災用高度救助車**等を整備している
- 各都道府県毎に策定している**応援等実施計画及び受援計画の見直し**を支援している
- 広範囲に甚大な被害が発生した場合も想定した**緊急消防援助隊の出動計画の見直し等**を実施している
- ヘリサット等の整備による**広域的な情報収集体制及び情報共有体制の強化**を図っている



緊急消防援助隊の野営状況  
(新潟市消防局提供)



燃料補給車

## 民間事業者における地震・津波対策（第4章）

### 危険物施設における地震・津波対策等

地震の揺れにより、危険物施設の建築物や配管等が破損する被害や津波により施設全体が損壊する等の被害が発生していることから、危険物施設や石油コンビナート施設の安全確保のための対策が必要

- 危険物の規制に関する規則を改正し、**予防規程への記載事項に津波対策を追加**(平成24年5月)
- 屋外タンク貯蔵所の**タンクの規模や津波浸水想定等に基づく津波被害シミュレーションツール**を作成し、ホームページで提供している
- 特定防災施設等及び防災資機材等における、**地震及び津波の発生頻度等に応じた対策の考え方等**を取りまとめ、石油コンビナート所在の道府県に通知（平成24年3月）
- 震災時における危険物の取扱い等の実態調査を行うとともに、**災害時における応急的な危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全確保のあり方について検討中**



津波により屋外タンク貯蔵所の配管が破損しタンク内の危険物が流出した状況（仙台市消防局提供）

### 石油コンビナート等防災体制

- ・石油コンビナートの災害では、特定事業所外に被害が及ぶ爆発や火災等への対策とともに、特定事業所の自衛防災組織の地震・津波時の運用や安全管理、住民避難等が課題
- ・防災アセスメント指針の見直しや、特定防災施設等及び防災資機材等が地震動により受ける影響評価方法について整備等が必要

- 石油コンビナートにおける**事業者の自衛防災体制、関係地方公共団体における防災体制と周辺住民の安心・安全確保のあり方**や、石油コンビナートの被害予測等に関する技術的な検討を実施している





## 原子力災害への対応（第5章）

### 避難指示区域における管轄消防本部の活動等

- ・ 関係市町村の復旧・復興と合わせた、避難指示区域における消防防災体制の充実・強化が必要
- ・ 関係省庁、現地対策本部、福島県、関係市町村等と連携し、引き続き、管轄消防本部への支援が必要

- 管内消防機関において、応急仮設住宅への巡回による**防火・防災指導、住民の一時立入時の警戒活動、福島原発への防火指導や自衛消防組織の訓練指導等**を実施している
- 消防庁において、避難指示区域の防火対策として、**簡易型防火水槽や火災監視カメラの設置等に対する財政支援措置（平成23年度補正（第1号））**



火災監視カメラ（双葉地方広域市町村圏組合消防本部提供）

### 消防機関における活動対策等の充実強化等

- ・ 原子力施設等における安全かつ確な消防活動の実施が必要
- ・ 原子力防災対策を重点的に講ずべき地域に入ることとなった地方公共団体の地域防災計画において、原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が急務

- 福島原発事故等を踏まえ、「**原子力施設等における消防活動対策マニュアル**」の見直しを検討中
- 放射性物質事故対応資機材の配備（平成23年度補正（第1号））**
- 「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」の改定により、関係地方公共団体における**地域防災計画の見直しや、訓練等を通じた原子力防災体制の充実強化を支援している**



個人線量計

## 第II部 消防行政を取り巻く現状と課題について

### 消防法の一部改正（第1章第1節）

#### 改正の背景等

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心に**ビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心とした多数の死者を伴う火災被害が頻発**
- 検定の**未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生**
- 公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、「**検定**」について**自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果**

- 「**予防行政のあり方に関する検討会**」において、これらの問題について検討を行い、平成23年12月に報告書を取りまとめ
- 第26次消防審議会の答申において、「**大規模・高層建築物等の防火・防災管理体制の強化等についても検討を進めていくことが必要**」とされている

#### 改正内容（概要）

- 1. 雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化（平成26年4月1日施行）**
  - 複合ビルについて、「**統括防火管理者**」の選任を義務付け
  - 大規模・高層の建物について、「**統括防災管理者**」の選任を義務付け

○統括防火管理者及び統括防災管理者に対し、それぞれ各防火管理者及び各防災管理者への指示権を付与

**2. 消防機関による火災原因調査権の拡大（平成25年4月1日施行）**

○消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与

**3. 消防用機器等の違法な流通を防止のための措置の拡充（平成25年4月1日施行）**

- 販売業者等が、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等・自主表示対象機械器具を市場に流通させた場合における、**総務大臣による回収等の命令権の創設**（最高1億円の罰金刑）
- 規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等・自主表示対象機械器具等を市場に流通させた場合における**罰則の引き上げ**（30万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科有り））

**4. 消防用機器等の「検定」制度等の見直し（平成25年4月1日施行）**

- 登録検定機関の要件のうち、試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進
- 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化
- 日本消防検定協会の業務のうち、「鑑定」を廃止し、「製造業者等からの依頼に応じて評価業務を行うこと」を業務として規定
- 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対し、**検査記録の作成・保存を義務付け**



円滑な施行に向け、地方公共団体や消防関係者へ必要な情報提供、助言等を実施している

**福山市ホテル火災を踏まえた防火安全対策（第1章第2節）**

**火災の発生及び消防庁の対応**

○平成24年5月、福山市のホテルにおける火災発生により、死者7名、負傷者3名の人的被害発生



火災建物の外観

**（消防庁の対応）**

- 5月13日 消防庁内に災害対策室設置、職員7名を派遣
- 5月14日 「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」を通知
- 5月16日 「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」を通知

**緊急調査の実施**

対象：全国の3階建て以上で防火管理者の選任義務を要するホテル・旅館等のうち、昭和46年以前に建築されたもの（現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く）

- 797施設のうち、549施設において何らかの消防法令違反
- 調査結果を踏まえ、消防本部において重点的に是正の徹底を図る

**消防法令違反の状況**

	棟数	割合	備考
調査対象施設数①	797	—	—
何らかの消防法令違反があるもの②	549	68.9%	②/①
重大な違反があるもの③	47	5.9%	③/①

※ 重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

**消防法令違反の主な内容**

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災放置設備	791	17	232	感知器の一部未警戒



### ホテル・旅館等の火災予防上の課題及びその対応の考え方

- ホテル火災対策検討部会を開催し、ホテル・旅館等における火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等について検討（以下、中間報告概要）

#### ホテル火災に係る課題：多数の死傷者が発生した要因

- ・建物が耐火構造でないため、火災が出火室及びその近傍から上階へ拡大
- ・階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大
- ・従業員による適切な初期消火活動等が未実施

#### 火災予防上の課題とその対応の考え方

- 各種規制について
  - ・現行の各種規制について適切な遵守
  - ・小規模ホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化の検討
- 立入検査と違反処理の推進方策について
  - ・建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふるい分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備
  - ・危険性・悪質性の高い違反を選別して厳格な違反処理に移行する体制の整備
  - ・違反処理に携わる職員の育成に係る研修等の実施
- 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について
  - ・「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新制度として構築することも一つの方策
  - ・「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき、消防機関が認定する制度の整備



中間報告の内容を踏まえ、関係機関と連携しながら、実施に向けて検討している

## 市町村の消防の広域化（第2章第2節）

### 広域化の背景と現行の推進スキーム

- （小規模消防本部の課題等）
- ・複雑多様化する災害への対応
  - ・高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の育成等
  - ・組織管理や財政運営面における対応



- 平成6年（1994年）以降、市町村の消防の広域化を積極的に推進
- 平成18年の消防組織法改正
  - 広域化の理念及び定義、基本指針、推進計画及び都道府県知事の関与等を規定
- 「市町村の消防の広域化に関する基本方針」（平成18年7月）の策定
  - ・平成19年度中に都道府県において推進計画を策定
  - ・推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現
- 消防庁の取組
  - ・消防広域化推進アドバイザーの派遣、消防広域化セミナーの開催
  - ・広域化に伴って必要となる経費に対する財政措置

### 広域化の実績等

- ・平成21年 4月 富良野広域連合消防本部、東広島市消防局、久留米広域消防本部
- ・平成22年 4月 東京消防庁
- ・平成23年 4月 砺波地域消防組合消防本部、北はりま消防本部

- ・平成24年 4月 砂川地区広域消防組合消防本部、置賜広域行政事務組合消防本部  
宇部・山陽小野田消防局、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
- ・平成24年10月 東近江行政組合消防本部 計11件

○今後、広域化の推進期限までに15件、平成25年度以降に6件の広域化の見込み

**第26次消防審議会における審議等**

**【消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（概要）】**

- 広域化の評価及び継続の必要性
  - ・広域化の取組を引き続き推進することが必要
- これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識の在り方
  - ・現行の30万人の管轄人口目標に必ずしもこだわらず、地域の特性や実情を十分に踏まえて対応
  - ・特に次のような地域を重点的に支援していくべき
    - ① 消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
    - ② ①以外であっても広域化の気運が高い地域
- 広域化の実現の期限
  - ・一定の期限を区切り、広域化を着実に推進するため、**5年程度延長することが適当**
- 今後の広域化の取組の具体的な方向性
  - ・広域化に係る課題に対する再検討を行い、地域の実情に応じたきめ細かな支援等が必要



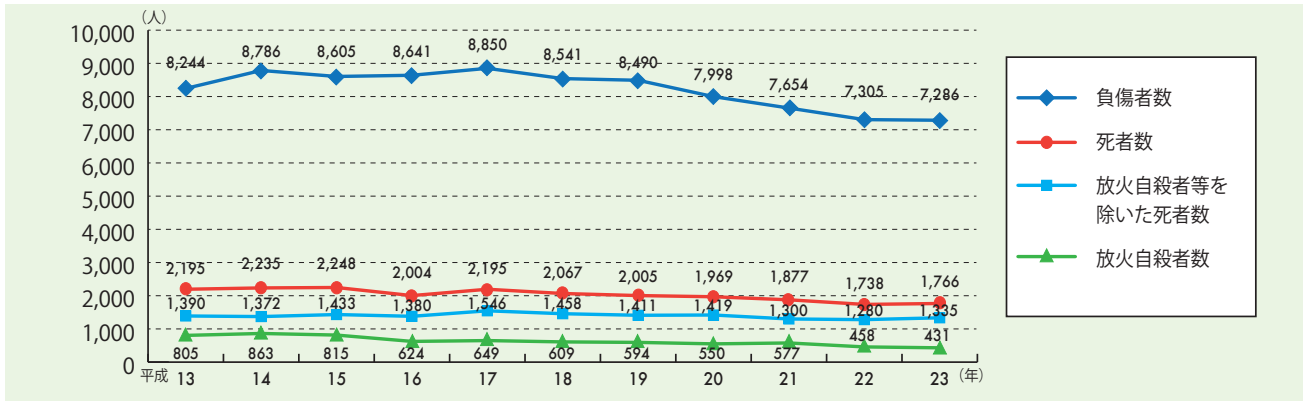
中間答申の内容等を踏まえつつ、基本指針の改正の検討等を行う予定

**主な統計数値**

**火災の現況と最近の動向（第Ⅱ部第1章第1節）**

- この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向
  - ・平成23年中の出火件数は5万6件、火災による死者数は1,766人
  - ・いずれも前年増であるが、10年前に比べると**78.6%、80.5%**となっている

**火災による死傷者数の推移**



\*「火災報告」により作成

- 建物火災が全火災の53.6%で最も高く、建物火災による死者数は1,339人
- 平成23年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,070人
  - ・前年と比べ48人増加、1,220人を記録した平成17年と比較すると150人の減少
- 住宅用火災警報器の推計設置率は、77.5%（平成24年6月1日現在）
- 放火による火災は5,632件で、15年連続で出火原因の第1位





平成24年1月から9月までの主な風水害（第II部第1章第6節）

- 5月の突風等
  - ・落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生し、茨城県等において竜巻が発生
- 6月の台風第4号
  - ・台風と梅雨前線により、沖縄から東北にかけての広範囲で大雨、暴風、高波、高潮が発生
- 7月11日からの梅雨前線による大雨
  - ・気象情報の中で、「これまでに経験したことのないような大雨」という初めてのキーワード
  - ・熊本県及び福岡県において、県内の消防相互応援協定に基づき救助活動等を実施
  - ・広域航空消防応援実施要綱に基づく、消防庁長官の要請により、両県に消防防災ヘリが出動

平成24年中の主な風水害による被害状況

災害名	主な被災地	人的被害（人）			住家被害（棟）					都道府県の災害対策本部設置（回）
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
平成24年5月に発生した突風等	関東、富山県	3	0	59	89	197	978	—	—	0
台風第4号	関東、東海近畿	1	0	79	1	1	115	54	231	5
7月11日からの梅雨前線による大雨（平成24年7月九州北部豪雨を含む）	九州	30	2	27	363	1,500	313	3,298	9,308	4

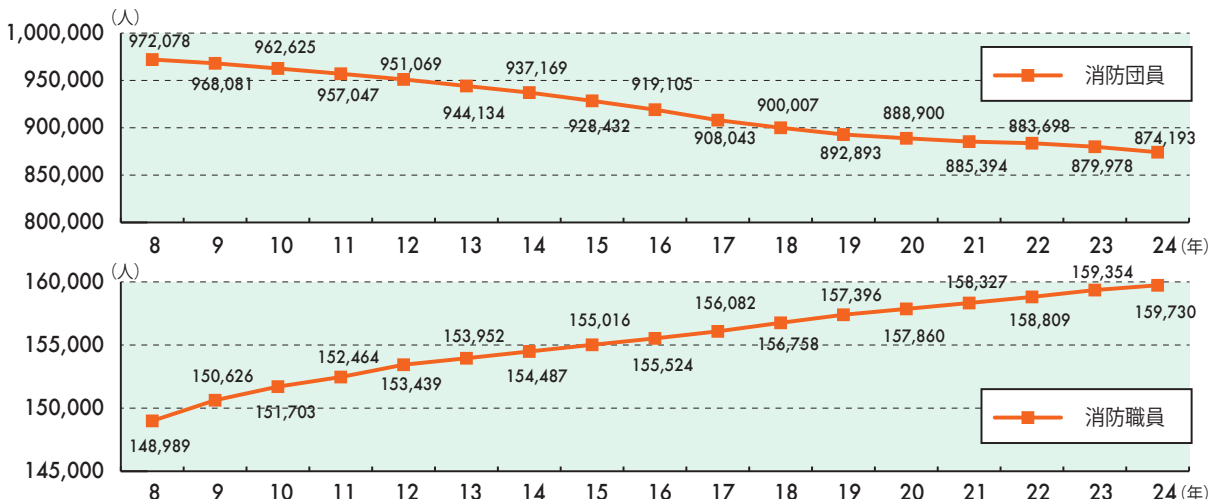
※「消防庁被害報」により作成

主な統計数値

消防組織（平成24.4.1現在）の状況（第II部第2章第1節）

- 消防本部
  - ・791消防本部、1,706消防署が設置され、消防職員は15万9,730人
- 消防団
  - ・消防団数は2,234団、団員数は87万4,193人であり、消防団はすべての市町村に設置

消防職団員数の推移



※「消防防災・震災対策現況調査」により作成

※東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防団員数及び消防職員数については、前年数値により集計

※東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、平成22年4月1日現在の数値により集計



### 消防職団員の出動状況（第Ⅱ部第2章第3節）

- 平成23年中の消防職団員の火災等への出動回数は106万6,889回、出動延人員は847万3,037人であり、1日平均にすると2,923回、30秒に1回の割合で出動したことになる
- 平成23年中の救急出動件数は571万1,102件、前年に比べ24万3,482件増加
- 救急自動車による搬送人員は518万2,729人、ヘリコプターによる搬送人員は2,584人
- ※ 救急自動車の出動件数は1日平均1万5,637件であり、5.5秒に1回の割合で救急隊が出動し、国民25人に1人が救急搬送されたことになる

### 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	緊急出動件数				搬送人員				(A)のうち急病による 出動件数(B)	(A)に対する(B)の 割合(%)
	全出動件数			対前年増加数 増減率(%)	全搬送人員			対前年増加数 増減率(%)		
	うち 救急自動 車による 件数(A)	うち 消防防災 ヘリコプ ターによ る件数			うち 救急自動 車による 件数(A)	うち 消防防災 ヘリコプ ターによ る件数				
平成11年	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)	2,211,158	56.3
平成12年	4,184,121	4,182,675	1,446	253,122 (6.4)	3,999,265	3,997,942	1,323	238,146 (6.3)	2,342,578	56.0
平成13年	4,399,195	4,397,527	1,668	215,074 (5.1)	4,192,470	4,190,897	1,573	193,205 (4.8)	2,478,811	56.4
平成14年	4,557,949	4,555,881	2,068	158,754 (3.6)	4,331,917	4,329,935	1,982	139,447 (3.3)	2,610,812	57.3
平成15年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 (6.0)	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 (5.7)	2,819,620	58.4
平成16年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成17年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成18年	5,240,478	5,237,716	2,762	▲39,950 (▲0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	▲63,035 (▲1.3)	3,163,822	60.4
平成19年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲193,033 (▲3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	▲224,138 (▲4.6)	3,102,423	60.9
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4

※ 救急業務実施状況調及び消防防災・震災対策現況調査による

#### 問合わせ先

消防庁総務課 弘中・益田  
TEL: 03-5253-7521



## 消防白書の構成

### 第Ⅰ部 東日本大震災を踏まえた課題への対応

#### 第1章 地震・津波対策の推進と地域防災力の強化

防災基本計画の修正や地域防災計画の見直し、災害対策基本法の改正、地域における津波避難対策の推進や住民への情報伝達のあり方 等

#### 第2章 消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動、消防職団員の活動時の安全対策や惨事ストレス対策、津波災害に対する消火、救急、救助活動 等

#### 第3章 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等

緊急消防援助隊の車両や資機材等の整備、広域活動拠点の整備、緊急消防援助隊の出動計画の見直し、広域的な情報収集や情報共有の体制強化 等

#### 第4章 民間事業者における地震・津波対策

建築物における防災管理体制の強化（消防法の改正）、危険物施設や石油コンビナート施設における地震・津波対策、危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全確保 等

#### 第5章 原子力災害への対応

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、避難指示区域における管轄消防本部の防火対策、原子力施設等における活動対策マニュアルや原子力災害に係る地域防災計画の見直し 等

#### 第6章 東日本大震災を踏まえた研究開発

消防防災科学技術高度化戦略プラン（2012）の取りまとめ、震災を踏まえた平成23年度からの研究計画の見直しと研究推進 等

### 第Ⅱ部 消防行政を取り巻く現状と課題について

#### 第1章 災害の現況と課題

建築物における防火・防災管理体制の強化や消防用機器等の「検定」制度の見直し等を内容とする消防法の一部改正、ホテル火災を踏まえた防火安全対策に加え、火災による死者の状況等の火災予防行政の現況と課題、危険物施設における災害、突風や九州北部豪雨等の風水害や原子力災害等の各種災害の現況と課題、南海トラフ巨大地震等の発生に向けた対策 等

#### 第2章 消防防災の組織と活動

常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、市町村の消防の広域化の推進、消防職団員の教育訓練、救急及び救助の体制、緊急消防援助隊の活動 等

#### 第3章 国民保護への対応

国民保護法に基づく国民の保護に関する措置の概要、Jアラートの整備・高度化、北朝鮮のミサイル発射事案への対応等

#### 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

国民の防火防災意識の高揚、地域における自主的な防災活動や防災基盤の整備 等

#### 第5章 国際的課題への対応

国際緊急援助隊としての消防救助チームの活動や開発途上諸国への消防技術協力 等

#### 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

消防研究センターが実施している研究開発や火災原因調査等及び災害・事故への対応、競争的研究資金による産学官連携の推進、消防機関における研究開発 等

### 附属資料